

戦時・平時の区別なくす2010防衛大綱

山口 響

二月一七日、政府は、「平成二三年度以降に係る防衛計画の大綱」(以下、「10大綱」)を閣議決定した。今回の大綱は、「平成一七年度以降に係る防衛計画の大綱」(以下、「04大綱」)以来、六年ぶりの改定となる。以下では、04大綱と比較しながら、10大綱の問題点について考えていきたい。

①「動的防衛力」

日本の防衛は、一九七六年の初の防衛大綱以来、「基盤的防衛力」をその根本思想としてきた。仮想敵国の脅威に応じてこちらも防衛力を拡張するのではなく、相手方の小規模な侵攻に対処できる程度の防衛力にとどめる、という考え方だ。

今回、この「基盤的防衛力」に代わって、「動的防衛力」という新しい考え方が示された。大綱自身は、「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力」と説明している。もともと、04大綱にも「即応性、機動性、柔軟性および多目的性」というほぼ似たフレーズが出てくるので、「動的防衛力」の意味するところについて、10大綱の記述をもう少し見ておこう。「軍事科学技術の飛躍的な発展に伴い、兆候が現れてから各種事態が発生するまでの時間が短縮化される傾向にあること等から、事態に迅速かつシームレスに対応するためには、即応性を始めとする総合的な部隊運用能力が重要性を増してきている。また、防衛力を単に保持することではなく、平素から情報収集・警戒監視・偵察活動を含む適時・適切な運用を行い、我が国の意思と高い防衛能力を明示しておくことが、我が国周辺の安定に寄与するとともに、抑止力の信頼性を高める重要な要素となってきた」とある。

要するに、多様な事態に緊急に対処するには、平時からの活動が重要、と主張したいのだ。平時と有事の区別をなくしていく思想だと言えよう。

②グローバル安全保障への関与

04大綱は日本の安全保障の目標として、「我が国に直接脅威が及ぶことの防止」と「国際的な安全保障環境の改善」の二つを挙げていた。それに対し、10大綱は、「我が国に直接脅威が及ぶことの防止」、「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防」に加えて、「世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献」という目標を盛り込んだ。04大綱からの六年間で起こった主な動きは、自衛隊のイラク派遣、ソマリア沖の海賊対処であり、その法的裏づけとして、国際平和強力を本来任務に格上げした二〇〇六年の自衛隊法の改正があった。これらの現実が10大綱の背景にある。

これは、別の面から見ると、日米関係だけで日本の防衛を語ることもはや無効になったことを意味している。10大綱が、韓国やオーストラリア、NATOとの協力強化をうたっていることにそれは表れている。PKO参加五原則の見直しにも言及された。防衛装備品の国際共同開発・生産への参加を検討、という内容についても、日本防衛産業の斜陽化という要因とは別の軸として、軍隊の多国間協力の深化という方向も注視する必要がある。

最後に一言だけ。(とくに右派の)メディアは、南西諸島への防衛力配備強化を明記した10大綱を「対中国シフト」とみているようだ。そういう面もなくはないが、どちらかというと「希望的誤読」ではないかと思われる。たしかに中国は「地域・国際社会の懸念事項」と書かれているが、同時に、「大国として成長を続ける中国は、世界と地域のために重要な役割を果たしつつある」との記述もあるからだ。日本政府も米国政府も、軍隊の組織維持のために、世論を満足させる程度に「中国の脅威」をあまりつ、長期的には、中国を大国の一員として国際社会の枠組みに巻き込む戦略に移りつつあるのではないか。(やまぐち ひびき/ピープルズ・プラン研究所)